

文化芸術人材バンクに関するQ&A

Q 文化芸術人材バンクに登録するにはどうしたらいいですか。

登録申請書(様式第1)を文化のまち推進課まで郵送、持参または下記のメールアドレス宛に提出してください。申請書は文化のまち推進課(東大阪市役所 本庁舎16階)に備え付けのほか、市ウェブサイトからもダウンロードできます。

Q 文化芸術人材バンクには、誰でも登録できるのですか。

東大阪市内で文化芸術活動が行われている方であればどなたでも登録できます。未成年の方であっても、保護者の同意があれば登録可能です。

Q 文化芸術活動とは、具体的にどのようなものをさしますか。

音楽、美術、書道、演劇等です。

Q 活動内容が上記のものと異なるのですが、登録できますか。

文化芸術活動と判断できれば登録可能です。登録の可否については、申請書を提出していただき書類を確認させていただいた上で、結果を後日連絡いたします。

Q リストの更新は、どのようにして行われますか。

登録者から修正依頼があれば随時更新します。登録内容変更届(様式第4)を文化のまち推進課まで郵送、持参または下記のメールアドレス宛に提出してください。変更届は文化のまち推進課(東大阪市役所 本庁舎16階)に備え付けのほか、市ウェブサイトからもダウンロードできます。

Q ホームページに掲載する氏名はペンネームでも可能ですか。

芸名やペンネームなど、ホームページ公開用の名前でも掲載可能です。

Q 個人情報 は全て載せないといけませんか。

情報の公表については、登録者の同意を得た範囲のみで公表します。

Q 活動の際に相手に謝礼を支払いたいが、どの位払えばよいですか。

基本的に、活動に際しての連絡・調整等のやりとりも含めて全て当事者間で決めていただくようお願いしています。

※登録者への連絡及び依頼は利用者が直接行うものとし、当事者及び第三者に損害が生じた場合において東大阪市は責任を負いません。

<連絡先>

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市人権文化部文化室文化のまち推進課
TEL : 06-4309-3155
MAIL : bunkanomachi@city.higashiosaka.lg.jp